

社会福祉法人 めやす箱

令和 9 年度採用職員 募集要項

1 採用条件

(1)募集職種及び採用人数

職種	必要とする資格等	人数	年齢	勤務形態
生活支援員 保育士	不問	5名 程度	大学、短大等を令和9年3月に卒業見込みの人	正社員 (法人採用)

(2)採用方針

福祉に熱意のある方で、ご利用者の方のサポートをしていくことに使命感を持って取り組むことができる方。

またサポートを行う上で必要な知識や技能を有し、さらに向上させていくことのできる向上心と実行力のある方を必要としています。

(3)業務内容

障がい者への生活支援、就労支援、就学前のこどもの療育等

(実施事業:主に生活介護、就労継続支援事業B型、児童発達支援事業)

(4)就業場所

岡山県倉敷市内の当法人が運営する事業所

(5)採用年月日

令和9年4月1日

2 待遇

給与		
月給	245,000円	基本給:200,000円 処遇改善手当:20,000円 スタッフ手当:20,000円 資格手当:5,000円※(1)
賞与	年2回	計4.2ヶ月(初年度3.15ヶ月)前年度実績
その他	<ul style="list-style-type: none"> 手当 福利厚生 	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手当、住居手当、扶養手当※(2) 雇用保険、労災、健康保険、厚生年金、退職金制度(勤続1年以上) 確定拠出年金、奨学金返済支援制度 民間社会福祉従事者育成制度加入(結婚祝金、出産祝金、入学祝金、傷病見舞金、慶弔金等) ほっと倉敷加入(慶弔お祝い・入院見舞金等・慶弔金・ショッピング、トラベルなど幅広い分野のサービス) <p>※(1)資格手当(社会福祉士・介護福祉士・保育士・精神健康保健福祉士・看護師等)</p> <p>※(2)対象となる職員に支給</p>
勤務時間	1日8時間、週40時間	
休日・休暇	日・祝(月8~9日休)GW、夏季休暇、年末年始休暇 年間休日日数111日	
定年	65歳(再雇用制度で70歳まで勤務できます)	

3 応募方法

(1)応募書類

法人所定の履歴書(ホームページ<http://www.meyasubako.jp>よりダウンロード可)と、成績証明書、資格を証する書類の写し又は資格所得見込証明書(あれば)

(2)応募締切

令和8年5月25日(月)(必着)

4 採用試験

試験日:令和8年5月30日(土) 10:15 受付 10:30 試験開始

試験種目:面接・グループワーク

試験会場:岡山県倉敷市羽島 574-6

生活介護事業所カラフル内研修棟 2 階

5 法人説明会

令和8年5月23日(土)に予定しております。

詳細についてはお問い合わせ下さい。

問い合わせ・書類提出先	
社会福祉法人	めやす箱
住所	〒710-0806 岡山県倉敷市西阿知町西原 757-1
採用担当	渡邊
TEL	070-1583-6343 (086)441-6608(代表)
FAX	(086)441-6673
ホームページ	http://www.meyasubako.jp

別紙 【こども性暴力防止法にもとづく採用条件】

・本業務にあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下の参照条文をご参照ください。

〈参照条文〉

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの